

管理 No.	問合せ箇所	Q:質問	A:回答
1 音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)			
DR -1	1-2 適用範囲	<p>中州に堆積する土砂を掘削するのに、水面より上の現況を地上型レーザースキャナで3次元測量し、水中部に関しては、音響測深機器で3次元点群データを取得し、これらのデータを組み合わせ起工測量データとしたい。出来形管理は、施工履歴を用いたい。</p> <p>このような場合、「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)」の起工測量方法を適用しても良いのでしょうか？上記要領は浚渫工事を実施するものであり、「1-2 適用範囲」には適用工種区分に河川土工で適用する文言が記されていません。</p>	<p>発注者からの指定がされていないのであれば、土工編の出来形管理要領を使うのが無難と考えます。</p> <p>従って、ICT 活用工事(土工)実施要領 (http://www.mlit.go.jp/common/001284479.pdf の別紙-4)のなかで、1-3 ICT 施工技術の具体的内容、①3次元起工測量において、8)その他の3次元計測技術を用いた起工測量も選択可能とされていますので、こちらの枠組みを利用して発注者との協議を行ってください。その際に、機器の精度確認手法に関しては「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)」を準用すると説明すれば良いものと考えます。</p>